

第4期地域福祉計画・地域福祉活動計画 総合評価(施策評価)(中間案)

基本目標1	住民が主体的に取り組む地域づくり
基本方針(1)	地域での支え合いの推進

施策	1年間の総合評価(事務局)	総合判定 (1年間)
①見守り活動の充実	<p>【地域ケア推進会議】 民生児童委員、ふれあい委員、サロン団体、医療機関、院外薬局などの関係者を対象として開催し、7名の参加者があった。認知症をテーマとした事例紹介やグループワークにより、認知症になっても安心して地域で暮らしていける地域づくりを目指した。地域からは、認知症を正しく理解する必要性や相談先などがわかったとの意見があった。専門職からは、地域域のつながり作りの重要性を知ることができ、今後も積極的に会議に参加したいとの意見があった。今後も地域福祉活動者と専門職とのつながり作りを目指して交流の機会を作っていく。</p> <p>【あんしん見守りシステム事業】 独り暮らし高齢者や高齢者世帯の利用が増加傾向にある。システム設置費用は不要で、利用料も低額だが、緊急時に対応できる協力員3人を選定する必要があり、協力員選定が難しい状況が見られる。令和7年度新規設置数は4基であり、市全体では68基となっている。</p> <p>【民生委員・児童委員協議会運営事業】 地域や生活において福祉課題が複雑多岐にわたり、民生児童委員に期待される役割が大きくなっている。12月には全国一斉の民生児童委員改選があり、新たな体制となった。引き続き、地域の身近な相談相手としての役割を担っていただくことで地域福祉の増進に寄与するために、各委員の資質向上できるように組織されている各町の民生児童委員協議会に対し助成や研修会を通じて活動を支援していく。</p> <p>【見守り活動】 ふれあい委員と民生児童委員で地域住民情報を共有して訪問見守り活動を実施するなど、各地域での見守りを継続的に実施している。今後も、多様な見守りや「あんしん・あんぜん情報」の紙面を活用した相談窓口の発信を通じて、自ら声を上げにくい人にとって「言いやすい」地域を目指していく。</p> <p>【高齢者見守り活動に関する協定】 誰もが住み慣れた地域で安心して暮らし続けることができることを目指し、日常業務の中で見守りが可能な民間事業者と「高齢者見守り活動に関する協定」を締結している。令和7年度の協定に基づく通報は0件である。今後、協力業者が拡大していくための取り組みが課題である。</p>	
②居場所・交流づくりの推進	<p>【地域活動支援センター機能強化事業】 市内4ヶ所(各町単位)に地域活動支援センターを設置し、障がいのある方がいつでも通える場所をつくり、創作活動や社会交流活動等の機会を通して生活支援を提供し、社会参加の促進に向けた援助を行っている。令和7年度の利用登録者数は86名、延べ利用人数は1,270人である。多様化する生活課題やニーズへの対応、障がいに対する地域社会の理解を深めるための取り組み強化を検討していく。</p> <p>【高齢者福祉施設管理運営事業】 高齢者福祉施設の管理運営を行うことで、サークル活動やサロン活動の活性化といった交流活動拠点としての役割を担った。令和7年度の延べ施設利用者数は11,592人である。施設の老朽化に対する修繕などの課題がある。</p> <p>【子ども・子育て関連相談機能強化事業】 こども家庭センターを設置し、妊娠期から学童期にわたり切れ目のない支援を行った。また、子育てつどいの広場(令和7年度延べ利用者数4,665人)や子育てすこやかセンターを開設し、つどいや学びの場、情報提供を行った。</p> <p>【たん・けん・たい企画】 地域の様々な事業所等を見学したり体験することで、地域の社会資源を再発見する機会を提供した。令和7年度は里山の古民家体験を実施し、参加者は3人であった。参加者同士の交流や地域とのつながりを生む機会として重要な取り組みであるが、参加者が少数であることから周知方法などの取り組みが課題である。</p> <p>【居場所・交流づくり】 通いの場活動支援として、ふれあい・いきいきサロンに新規登録が3サロンあった。また、ひとり暮らし高齢者のつどいには129人の参加者がおり、誰もが自分の居場所があると感じることができる居場所づくりに取り組んでいる。</p>	
③支え合いの推進	<p>【パートナーシップ推進事業】 市民団体やNPO、行政区等が取り組む活動に対し、それぞれの背景や実情に応じて「ヒト」「場所」「活動資金」などを支援することで、市内のあちこちでまちづくり活動が活発に展開されることで、将来にわたり市民が誇りを持てる個性的で魅力的な地域社会に取り組んだ。</p> <p>【地域における移動支援活動】 地域や企業が連携して生活支援体制をつくることのできる地域を目指し、生協移動販売や地域住民主体の移動支援活動への社協公用車の貸し出しなどを行った。また、社協と生協で懇談会を実施し、生活支援ニーズの共有に取り組んだ。</p>	

第4期地域福祉計画・地域福祉活動計画 総合評価(施策評価)(中間案)

基本目標1	住民が主体的に取り組む地域づくり
基本方針(1)	地域での支え合いの推進

施策	1年間の総合評価(事務局)	総合判定 (1年間)
④ 地域における移動支援活動	<p>【高齢者運転免許証自主返納支援事業】 高齢者が運転免許証を自主返納しやすい環境を整えるため、自主返納時に満70歳以上の市民を対象に、路線バス・タクシー共通利用券を交付した。令和7年度は135人に対しての交付となった。引き続き、運転免許証を返納しても安心して地域で暮らせるよう、車以外での公共交通手段による移動支援を行っていく。</p> <p>【移動支援事業】 外出時の移動に支援を要する障がいのある人に対して、ガイドヘルパーを派遣することにより、社会参加など生活上不可欠な外出や余暇活動などの外出支援を行った。令和7年度は33人の利用者があった。また、障がいのある人の多様な外出手段に対してタクシー・バス運賃・ガソリン代金に使用できる福祉タクシー等の利用券を交付し、生活行動範囲の拡大及び社会参加の促進を図った。令和7年度は157人に対して交付した。</p> <p>【外出支援サービス】 市営バスなどの公共交通機関を利用して外出することが困難な高齢者や心身に障がいがある方に対し、送迎用車両を使用し、医療機関及び院外薬局への送迎を行った。令和7年度は延べ利用件数1,019件であった。</p> <p>【地域における移動支援活動】 地域住民主体の移動支援活動に対して社協の公用車を貸し出して支援した。また、個人移動支援ボランティアと買い物ニーズのある高齢者のマッチングが2件、移動支援団体(5団体)による社会参加や買い物サポートなどが実施されている。今後も移動支援活動のための車両確保や安心して活動してもらうための活動保険について、活動者とともに検討していく。</p>	
⑤ 地域防災力の強化	<p>【福祉避難所の充実】 11法人16施設と福祉避難所協定締結施設を締結している。また、万が一の感染症予防などで避難者を受け入れできない福祉施設(福祉避難所)があった場合に備え、庁内関係部署で協議し、各町に1か所、福祉的配慮が必要な方を受け入れる収容避難所として、福祉避難コーナーを準備している。引き続き、福祉的配慮が必要な人が安心して過ごせる避難所の確保や支援体制について検討していく。</p> <p>【災害時要配慮者支援台帳整備事業】 令和7年度の新規登録者数は6人であり、登録者総数は2,085人である。引き続き、災害時に自力で非難することに不安がある住民が、地域の中で避難支援を迅速に受けられるよう、登録内容の更新もあわせて制度周知及び登録案内を続けていく(令和8年1月以降に新規登録勧奨を実施予定)。</p> <p>【防災教育の充実】 各学校が作成した防災計画をもとに、災害が起こった場合の具体的な行動や対応について、発達段階に応じた防災・安全教育を推進することができた。また、授業で災害の対処法等を学び、災害に備えた。</p> <p>【地域防災力の強化】 防災講座を学校や地域に対して合計7回実施した。ふれあい委員と民生児童委員、区長、消防団などと防火訪問を実施し、地域内連携や役割確認を行った。有事の際に災害ボランティアセンターの設置・運営ができる体制づくりとして、マニュアル整備や訓練に取り組んでいく。</p>	
⑥ 地域防犯体制の充実	<p>【消費生活啓発事業】 特殊詐欺や不審電話・メール、架空請求などの被害が増加していることから、年齢や時期に応じた出前講座を実施した。二十歳のつどいでは、215人に対して相談窓口周知物品を配布した。引き続き、状況に応じた注意喚起や啓発を実施していく。</p> <p>【防犯推進事業(防犯カメラの設置・維持管理)】 南丹市内における秩序の維持及び安全保持等のため、犯罪を未然に防止するための有用性と先進的かつ効果・効率的である防犯カメラを設置する。警察署と連携し、防犯モデル地区として八木町南地区を指定し、今年度中に防犯カメラを設置する予定。今後も映像の取扱いやプライバシーに配慮しながら、南丹警察署や関係部署と連携する中で防犯カメラの増設を検討していく。</p> <p>【地域防犯体制の充実】 地域に対して南丹警察・駐在の防犯講座の実施し、合計157人の参加があった。また、地域において南丹警察署による特殊詐欺の寸劇を披露してもらうことで、地域の防犯意識を高めることができた。引き続き、関係機関と連携して啓発活動を行っていく。</p>	

第4期地域福祉計画・地域福祉活動計画 総合評価(施策評価)(中間案)

基本目標1	住民が主体的に取り組む地域づくり
基本方針(2)	支え合いの体制づくり

施策	1年間の総合評価(事務局)	総合判定 (1年間)
① 住民主体の組織づくり	<p>【安心生活基盤整備事業】 地域の中での繋がりが弱まるなか、地域における安定した生活を維持していくため、地域での支え合いや助け合いにより課題に対応していく新たな枠組みでの地域福祉を推進する体制づくりを支援した。 摩気地域振興会では、地区福祉活動計画の改定に向けた協議の支援や地域福祉懇談会を開催した。世木地域振興会では、防災研修会の企画・運営支援や役員研修会、住民向け研修会を開催した。ひよしまち結びネットを立ち上げ、地域福祉推進モデル事業の助成金を活用した研修会「農村RMOセミナー」を開催した。 今後もモデル地区の活動充実を目指した支援を継続していくとともに、参加型イベントの実施を通して地域の交流や繋がりを深め、支え合い・助け合いの仕組みづくりを推進していく。あわせて、持続可能な地域づくりを住民と一緒に協議しながら、楽しみながら行える組織づくりを支援していく。</p>	
② 活動の拠点づくり	<p>【活動の拠点づくり】 八木詩の郷を活用し、月1回のおはりクラブや社協職員会議、地域活動支援センターイベントを開催した。また、「ふくしの窓口」をコミュニティバンク・京信で開催した。 地域への説明や働きかけにより、おむすび(放課後のこどもの居場所)の活動拠点として殿田と一くほーるを使用できることになった。 地域の行事に福祉活動をプラスしたり、今ある資源を活用して、地域のニーズをマッチングしたよい提案ができるよう、引き続き検討していく。 旧五ヶ荘小学校や旧川辺小学校などの地域活性化センターが閉鎖となったことから、新たな拠点づくりが課題となっている。</p>	
③ 支え合い推進の体制づくり	<p>【生活支援体制整備事業(介護保険事業)】 生活支援コーディネーターを配置して地域の課題やニーズ調査や地域資源の調査を実施した。誰もが安心して暮らせるための、地域の繋がりの再構築、支え合い・助け合いで地域の課題を解決する協議の場として、南丹たすけあい会議(第1層協議体)を1回、各町たすけあい会議(第2層協議体)を合計44回実施した。 【支え合い推進の体制づくり】 地域福祉コーディネーターと生活支援コーディネーターがそれぞれの視点から一体的に事業を行っている。とりわけ、第2層協議体に参加していた各町生活支援コーディネーターにも第1層協議体に参加してもらうことで、第1層と第2層の連携強化を図った。 【チームオレンジ】 身近なところで認知症当事者を支える土台づくりとして、チームオレンジの活動を行っているが、八木町に2つ、日吉町に1つと地域に偏りがあるため、今後さらにチームを増やす取り組みを進める。また、チームオレンジだけではなく、認知症に係る団体や地域活動と一緒に取り組むことで、安心して暮らせる地域づくりを目指していく。</p>	
④ 地域福祉活動への参加促進	<p>【地域福祉活動・ボランティア活動への参加促進】 地域課題が重度化・複合化するなかで、ボランティア活動の取り組み支援が重要となっている。 南丹ボランティア交流会を開催し、181人の参加があった。 明治国際医療大学看護学部ボランティア論にボランティア活動者が参加し、受講生が地域でボランティア活動ができるよう8件のコーディネートを実施した。 「ぼらんぷらりー」(ボランティア体験×スタンプラリー)の取り組みPRを4箇所で開催するとともに、ふくしまライTVにてボランティア活動紹介動画を放送して周知に取り組んだ。 昨年に引き続き、ボランティア活動見本市(京都スカイセンター)への出展の声掛けがあったため、ボランティア連絡協議会の研修機会としてに参加した。 継続的なぼらんぷらりーの実施や広報活動の強化・見直しなどを検討していく。</p>	

第4期地域福祉計画・地域福祉活動計画 総合評価(施策評価)(中間案)

基本目標1	住民が主体的に取り組む地域づくり
基本方針(2)	支え合いの体制づくり

施策	1年間の総合評価(事務局)	総合判定 (1年間)
⑤ 地 事 業 貢 献 等 に 業 お け 推 進	<p>【事業所等における地域貢献事業の推進】</p> <p>みんなで一歩プロジェクトについては、令和6年度から4事業所増えた53事業所(団体含む)から413個の景品協力があつた。</p> <p>社会福祉法人等の協力により、地域活動への公用車貸し出しやサロン等への送迎支援により、活動の参加促進につながっている。</p> <p>企業の防災備蓄食料品で期限が近づいてきたものを提供してもらい、生活困窮者支援に活用した(フードパントリー)。</p> <p>地域貢献ニーズ、企業や社会福祉法人の強みを把握したマッチングにより、事業所と協力して推進できるように活動していく。また、事業所どうしの横のつながりづくりを通じて、地域貢献活動の気運づくりを進めていく。</p>	

第4期地域福祉計画・地域福祉活動計画 総合評価(施策評価)(中間案)

基本目標1	住民が主体的に取り組む地域づくり
基本方針(3)	活動を支える基盤づくり

施策	1年間の総合評価(事務局)	総合判定 (1年間)
① 福祉 生涯 への 通学 した びた	<p>【心のバリアフリー推進事業(福祉教育)】 各中学校ブロック単位で「育ち合う子らの集い」を実施し、合計186人の児童が参加した。障がいのある子どもとの交流及び共同学習を継続的、効果的に実施するため、丹波支援学校が立地している八木町での実践研究の成果を「南丹市モデル」として市内全般への浸透を図った。</p> <p>【生涯を通じた福祉への学び】 南丹市こども家庭課と協働してプログラムを考え、明治国際医療大学看護学科に対し授業を実施した。各種学校において、福祉教育授業等を33回実施した。職員が福祉教育の具体的な内容を掲載したリーフレットを持って各学校に説明に行ったことで、これまで実績の無かった学校でも実施できた。</p> <p>【なんたんオレンジガーデニングプロジェクト】 小学生から高校生までオレンジ色の花の寄せ植え体験や認知症クイズなどを実施した。引き続き、世代を問わず認知症について正しく理解を深める機会づくりに取り組んでいく。</p>	
② 人権 を尊 重す る 意 識 の 醸 成	<p>【人権教育】 各学校で作成した人権教育推進計画に基づき教職員研修などを実施し、人権問題に対する正しい知識の定着を図った。学校ではタブレットの活用が進んでいるが、一方でネットによる問題事象も増加していることから、児童、教職員、保護者への情報モラルの徹底が必要がある。</p> <p>【人権教育事業】 令和7年度は市民対象の人権教育講座を2回開講し、合計152人の参加があった。また、各地域の人権啓発推進委員に対して合計9回の研修を実施した。引き続き、人権について正しく理解し、人権意識の向上に繋がる取り組みを進めていく。</p> <p>【認知症啓発写真展・当事者団体組織の立ち上げ支援】 認知症啓発写真展を実施した。また、当事者団体組織の立ち上げとして「高次脳機能障害当事者会アンサーズ南丹圏域支部」の立ち上げをサポートし、1月には立ち上げ記念講演を予定している。</p>	
③ のユ ニ バ ー ク サ リ の デ ザ イ ン	<p>【コミュニケーション支援事業】 手話通訳や要約筆記者の派遣に組み、手話通訳は24回、要約筆記は15回派遣した。また、手話教室や要約筆記教室を開講し、手話教室は入門講座8人と基礎講座6人、要約筆記教室は2人の修了となった。各教室の受講者・修了者が減少傾向にあることが課題であるが、引き続き聴覚や視覚に障がいのある方を含め、住み慣れた地域で安心して生活することができるように取り組んでいく。</p> <p>【広報(音訳データ)のyoutube配信】 広報南丹8回、かけはし(議会だより)3回、社協だより3回の広報誌音訳データをyoutubeに公開し、様々な状況の方がそれぞれに合った手段により必要な情報を得られるように取り組んだ。</p>	
④ 情 報 発 信 の 充 実	<p>【南丹市ホームページでの情報発信】 様々なコミュニケーション手段を必要とする方がおられることを踏まえ、市ホームページにおいてデータ放送での文字と音声による情報発信、リードスピーカーEnterpriseによる該当するホームページ(本文)の読み上げ、グーグル自動翻訳機能を活用した多言語表示、ウェブアクセシビリティ(誰でもアクセスできる)向上などの取り組みを行った。今後はスクリーンリーダーを活用して、視覚障がい者がより読みやすい手法も検討している。</p> <p>【情報発信の充実】 なんたん社協だよりを年4回発行するとともに、あんしん・あんぜん情報の毎月発行、南丹市社協公式LINEや公式youtubeなどのSNSツール、ふくし未来TVを1日5回、月5回放送するなど、様々なツールを活用した情報発信により、必要な情報が必要な人に簡単なアクセスで届くよう取り組んだ。今後も、ふくし未来TVに関わる社会資源や人材を増やすとともに、ホームページのリニューアルやアクセシビリティの向上を検討していく。</p>	
⑤ 財 地 源 域 確 保 社 活 動 の	<p>【パートナーシップ推進事業】 市民が主役の魅力ある地域社会を実現するため、市民等で組織されている団体から提案があった公益的な活動に対し「南丹市まちづくり活動交付金制度」により支援した。市民団体に4件、学生提案に1件、大学提案に3件の支援を行った。</p> <p>【地域福祉活動の財源確保】 社協会費(ふくし未来共創金)のパンフレットを更新して区長宅への訪問により直接の協力依頼を行ったり、市内企業団体を訪問して赤い羽根共同募金箱の設置や法人募金の依頼を行うなど、寄付・募金・社協会費がどこに届き、どう使われるかを理解し、協力してもらう取り組みを行った。引き続き、各種助成金の情報収集や助成金に頼らずに事業をしている活動の調査を行い、地域福祉に必要な活動は何かをしっかりと検証しながら事業を進めていく。</p>	

第4期地域福祉計画・地域福祉活動計画 総合評価(施策評価)(中間案)

基本目標2	総合的な相談・支援体制づくり
基本方針(4)	相談支援体制の推進

施策	1年間の総合評価(事務局)	総合判定 (1年間)
① 相談機能の 充実	<p>【女性相談(フェミニスト・カウンセリング)事業】 女性相談事業を毎月2回、専門のカウンセラーにより実施し、延べ24件の相談に対応した。</p> <p>【生活保護費支給事業】 生活保護受給世帯数は、令和7年度12月31日時点において302世帯となっている。対するケースワーカーは4名配置であり、社会福祉法に定めるケースワーカー1名あたりの世帯数80世帯を満たすなかで自立の助長に向けた支援を行った。</p> <p>【生活困窮者自立支援事業】 令和7年度は40件の新規相談受付があった。物価高騰などの社会情勢を受けて生活に困窮する世帯だけでなく、社会的孤立に対する相談にも対応した。今後もきめ細やかな支援を継続していく。</p> <p>【基幹相談支援センター等機能強化事業】 令和6年度の新規相談は36件だった。支援に繋がっていない障がいのある方が関係機関の支援に繋がるように連携に努めるとともに、社会資源のネットワーク構築にも取り組んでいる。</p> <p>【食料・生活必需品配布を通じての相談援助】 困窮状態にある世帯が「早期に」「気軽に」相談できる環境づくりとして、物資配布も活用した生活相談会を各町で実施した。また、相談継続者等(生活困窮、ひきこもり、就労継続困難など)に物資仕分け作業の軽作業体験を企画し、8人の方が参加した。対価の伴う社会参加を体験してもらうことで、社会と繋がる機会や就労意欲の向上にも繋げていきたい。</p>	
② 支援ネット ワーク の 充実	<p>【相談機能の充実】 行政を含む各関係機関における支援者支援の必要性が高まっていることから「きぼうのつながり研究会」(自主勉強会)を継続実施していることで、普段の連携がスムーズに行くとともに、連携時お互いを支え合う関係性が広がっている。また、コミュニティコーピングを体験した企業や活動者から、つながりが大事だという感想も寄せられ、企業・教育機関・民生児童委員等と取り組むことで、地域における「支え合い」の意識の向上を進めていく。</p> <p>【多頭飼育課題を考えるワーキング】 動物飼育に関連する課題については、多くの場合、当事者は具体的な解決方法を持たず、支援関係者は業務範囲を超えた対応に迫られている状況にある。複合的な問題があるなど解決が困難な場合には「問題解決プロジェクト」として協議体制を構築している。また、個人活動家や保護団体とも連携しながら、月1回の保護猫譲渡会や情報交換を実施している。今後も適正飼育方法や解決方法、相談窓口を啓発していく。</p>	

第4期地域福祉計画・地域福祉活動計画 総合評価(施策評価)(中間案)

基本目標2	総合的な相談・支援体制づくり
基本方針(5)	権利擁護機能の強化

施策	1年間の総合評価(事務局)	総合判定 (1年間)
① 権利擁護機能の強化	<p>【高齢者虐待防止事業】 高齢者虐待防止ネットワーク会議を年1回開催した。高齢者虐待の通報にかかるコア会議(7ケース)の開催、警察署、介護保険事業所などの関係機関との連携の仕組みづくりを行い、高齢者と養護者に対する支援を行った。通報件数は年間10件程度、通報票の受付は4件あった。</p> <p>【障害者虐待防止対策支援事業】 障害者虐待の通報件数は、施設等での事故についても虐待の可能性を確認するために通報件数に含めていることから、令和7年度は6件の新規受付があった(虐待認定件数は0件)。通報によりコア会議を開催し、必要に応じて支援者間で支援調整を実施した。</p> <p>【子ども・子育て関連相談機能強化事業】 要保護児童対策協議会管理ケースとして登録されている件数は、388件(要保護児童256件、要支援児童127件、特定妊婦5件)である。月1回の要保護児童対策地域協議会実務者会議において、事象や対応を検討している。</p>	
(成年後見制度利用促進基本計画) ② 成年後見制度の利用促進	<p>【成年後見制度普及啓発事業】 成年後見制度に関する広報・啓発や相談・利用支援、後見人支援を行い、関係機関との連携の仕組みを整えるため、南丹市社会福祉協議会とともに権利擁護の仕組みの構築を目指す。「広報南丹」、「CATV文字放送」等を活用し、専門相談や市民後見人についての周知・啓発を行った。</p> <p>昨年に引き続き、相談支援業務従事者や地域金融機関、医療関係者、民生児童委員、行政機関など関係者に声掛けを行い、「成年後見支援者向け研修会」を開催するとともに、同様のメンバーにて地域課題を検討する「権利擁護・ネットワーク協議会」を開催した。</p> <p>引き続き、成年後見制度の普及啓発や地域支援に向けた取り組みを進めていく。</p> <p>【成年後見制度利用支援事業】 成年後見制度の利用が、経済的な理由や親族の有無により妨げられないよう、市長申立て1件、報酬助成15件の支援を行った。</p> <p>【市民後見人材育成事業】 成年後見制度の利用者が増えることが予測されることから、市民後見人の受任が実現できるように支援体制を整えるために、権利擁護・成年後見センター運営委員会で専門家から助言を受けながら支援体制について協議した。市民後見人養成講座修了者に対し、フォローアップ研修を2回実施し、市民後見人を支援した。</p> <p>市民後見人名簿登録者数は10件、市民後見人としては2件3人(1件は複数受任)の方が活動している。</p>	

第4期地域福祉計画・地域福祉活動計画 評価基準

点数	達成度	評価基準
5	100%	完了(目標達成)
4	75%	順調に進んでいる
3	50%	概ね順調だが、不十分な点もある
2	25%	不十分な点が多い
1	0%	改善が必要

※点数は0.5点刻みでも可。

例:完全に順調とも言えないが、不十分な点は改善しつつあるとして、達成度を65%と評価し、点数を3.5点とする。